平成２２年（フ）第３５９号
滋賀県栗東市十里394番地１　十里団地第８号
債務者　八谷　和美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６４号
大津市平津１丁目14番14号　レ・ユニオン・マスダ202号、前住所大津市平津１丁目30番17号　ビワフラッツ平津301号
債務者　池田　純子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４００号
滋賀県野洲市久野部164番地　サンフォーレ野洲303号室
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４２号
滋賀県東近江市布施町909番地
債務者　向井　博
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７９号
滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝36番地10、前住所滋賀県彦根市地蔵町11番地５
債務者　増田　忍
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１８３号
滋賀県近江八幡市中小森町67番地７
債務者　篠岡　盛蔵
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１９０号
滋賀県彦根市広野町21番地50
債務者　北川　強司
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３３４号
兵庫県加古川市加古川町河原277番地の１シティパーク加古川302号
債務者　埴田　佳晶
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１３号
兵庫県姫路市野里447番地３　美和荘103号
債務者　平本幸子こと　尹　連玉
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０５号
兵庫県姫路市御国野町国分寺51番地１　雇用促進住宅２―102
債務者　高野由紀枝
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５６０号
兵庫県朝来市生野町口銀谷806番地
債務者　近藤　清二
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０７号
兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町２丁目３番地10
債務者　森崎　君子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１４号
鳥取県米子市旗ケ崎２丁目８番１―101号
債務者　山本　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５１号
鳥取県境港市外江町2813番地
債務者　南家　純悟
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第７４４号
広島市西区観音新町１丁目30番２―505号
債務者　太田　節子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４５号
広島市西区観音新町１丁目30番２―505号
債務者　こととことだいにんぐこと　太田ななみ
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５８号
広島県東広島市西条町寺家5025番地コーポ三宅Ａ号
債務者　神原　真二
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部